

# 会計手法からみた知的財産法上の損害賠償額を算定した判例研究(その4)

須田 孝一郎\*

今回(その4)は、平成14年中に公表された判決中3件(特許2件、商標1件)を選択し、判決を参考にして製品別管理会計手法で損害額推定利益計算書をそれぞれ原告・被告の立場から作成し、裁判所の認定と対比して分析・検討した。

## 目次

- I. パチンコスロットマシン商標権侵害事件「アステカ」
  - 1. 原告主張の侵害者利益額損益計算書(商標法第38条第2項)
  - 2. 被告主張の侵害者利益額損益計算書
  - 3. 要約侵害者利益対比計算書
  - 4. 争いのある利益要件事実
  - 5. 裁判所の侵害者利益額の推定
  - 6. 被告の限界費用推計に対する原告主張責任の検討
  - 7. 寄与率の参酌の検討
- II. 重量物吊下げ用フック装置特許侵害事件
  - 1. 原告主張の補償金及び損害賠償金計算書(特許法第65条第1項)
  - 2. 補償請求権の可否
  - 3. 原告主張の損害賠償額算定
  - 4. 販売数量・販売単価の被告主張と裁判所の認否の対比
  - 5. 個人と法人間の実施能力の検討
- III. パチスロ機特許権侵害事件
  - 1. 原告主張の逸失利益算定計算書(特許法第102条第1項)
  - 2. 被告の利益要件事実の主張
  - 3. 原告・裁判所対比逸失利益計算書
  - 4. 被告主張の純利益説の検討
  - 5. 製品一部寄与率の検討

## I. パチンコスロットマシン商標権侵害事件「アステカ」

### 事件の概要

原告は、商品スロットマシンに対して、第9類「遊戯用器具」を指定商品とする本件登録商標「アステカ」を付し、パチンコホールに販売をしていた。

被告は、本件商品をパチンコホールから中古品等として購入し、これを改造再生して本件商標「アステカ」を付して、遊技場に販売していた。

原告は平成12年12月12日付けで被告に対して商標権

に基づき売上総額2億5,719万円の損害賠償請求を東京地方裁判所に提出したところ、裁判所は被告の得た侵害者利益を損害賠償額として、1,986万340円の支払を認容した。

東京地方裁判所(東京地裁平成12年(ワ)第26233号、平成14年2月14日判決)

### 1. 原告主張の侵害者利益額損益計算書(商標法第38条第2項)

(1)仕入期間	平成11年8月～平成12年4月	平成11年12月
(2)購入先	中古品再生業者	訴外 偽造品
(3)購入数量	270台	220台
(4)販売数量	被告が販売を主張する数量 372台 被告が廃棄を主張する数量 118台	245台
(5)販売単価	42万4,882円	20万円
(6)売上高	被告が販売を主張する数量相当分 1億5,805万6,000円 被告が廃棄を主張する数量相当分 5,013万6,076円	4,900万円
売上高合計	2億5,719万2,076円	

\*弁理士・税理士

2. 被告主張の侵害者利益額損益計算書

(1)仕入期間	平成11年8月～平成12年4月	
(2)仕入先	中古品製造販売業	
(3)売上	販売数量	372台
	販売単価	42万4,882円
	売上高	1億5,805万6,000円
(4)仕入	仕入数量	372台
	仕入単価	22万2,451円
	仕入原価	8,275万1,772円
(5)その他製造原価および販売費	製品1個当たり外部調達部品費	3万996円
	製品1個当たり外注加工費	8,000円
	製品1個当たり運賃(往復)	1万0,000円
	製品1個当たりその他製造原価および販売費	4万8,996円
(6)製品1個当たり製造原価及び販売費	27万1,447円	
(7)製造数量	372台	
(8)製造原価及び販売費	1億97万8,284円	
(9)売上販売利益	5,707万7,716円	
(10)寄与率	15%	
(11)侵害者利益	856万1,657円	

3. 要約侵害者利益対比計算書

	原告主張額	比率	被告主張額	比率	裁判所認定額	比率
仕入期日	平成11年8月～ 平成12年4月		平成11年9月～ 平成12年4月		平成11年8月～ 平成12年4月	
販売期日	平成11年9月～ 平成12年5月		平成11年9月～ 平成12年5月		平成11年9月～ 平成12年5月	
販売数量	*1 490台 *2 245台		372台		372台	
販売単価	*1 42万4,882円 *2 20万0,000円		42万4,882円			
売上高	2億5,719万2,076円	100%	1億5,805万6,000円	100%	1億5,805万6,000円	100%
仕入数量			372台		372台	
仕入単価			22万2,451円		22万1,792円	
仕入原価			8,275万1,772円	52%	8,250万6,624円	52%
製造数量			372台		372台	
製品1個当たり その他製造原価 及び販売費			4万8,996円		4万4,966円	
その他製造原価 及び販売費			1,822万6,512円	12%	1,672万7,352円	11%
総製造原価及び 販売費			1億97万8,284円	64%	9,923万3,976円	63%
限界利益			5,707万7,716円	36%	5,882万2,024円	37%
寄与率			15%		40%	
侵害者利益	2億5,719万2,076円	100%	856万1,657円	5%	2,352万8,810円 ↓ 1,986万340円	15% ↓ 13%
					(原告仲介下取り台数 58台相当分除く)	

#### 4. 争いのある利益要件事実

##### (1) 販売数量

###### ① 原告主張・立証

原告は、平成11年8月から同12年5月までの期間中に、被告がパチンコホールから中古品270台、その他訴外者から220台、産業廃棄物管理表の書証が未提出である245台をそれぞれ購入し、合計735台になると主張・立証した。

###### ② 被告主張・立証

被告の販売数量は、平成11年9月から同12年5月までに「375台」である。その他の245台は、模造品とは知らず購入したものである。また、220台は、原告がゲーム業界誌に法的措置として廃棄する旨の広告を掲載した後はすべて廃棄した。

##### (2) 経費

###### ① 原告主張・立証

原告は、被告が仕入れの書証はあるが支払の証明がないこと、運搬費も証拠不存であるから、すべての経費は否認する。

###### ② 被告主張・立証

被告は、仕入単価22万2,451円に販売台数372台を乗じた8,275万1,772円が仕入れ原価である。これに被告主張の侵害者利益額計算書に示すように製品単位の製造原価及び販売費4万8,996円を販売台数372台に乘じた1億97万8,284円を主張・立証した。

とくに、被告は、単位当たりの個別的直接材料費、労務費を具体的に反証している。

##### (3) 寄与率

###### ① 原告の主張

商標に化体した営業上の信用・顧客吸引力は、原告の本件登録商標の使用による知名度で、すべて原告に帰属するものである。よって、被告の利益貢献要因は不存在であるから、売上合計額2億5,719万2,076円は、原告の損害額であると主張した。

###### ② 被告の主張

被告は、本件製品の売上の一部に商標権の損害額を認定すべきであるとして、推定の覆滅方法である商標以外の利益貢献要因として被告の努力、営業力、需用者の趣向等により侵害行為以外の寄与原因であることを立証して、被告の得た利益の「15%」を上回ることはないと主張・立証した。

#### 5. 裁判所の侵害者利益額の推定

裁判所は、利益額認定にあたり、被告が主張立証した、①販売台数372台、②売上高1億5,805万6,000円、③仕入原価8,250万6,624円、④総製造原価及び販売費9,923万3,976円、⑤限界利益は被告主張額1%アップの5,882万2,024円、をほぼ全面的に認容した。

#### 6. 被告の限界費用推計に対する原告主張責任の検討

原告主張・立証した侵害者利益に基づき損害賠償額を売上高である2億5,719万円に対して、裁判所が認容した損害賠償額は1,986万円です。約8%になったのは、仕入原価及び製造原価を省いたためと推認される。原告は、自己の主張立証責任を軽減するため仕入原価及び製造原価・販売管理費を同種同規模の経営状況の間接資料によって合理的推計しうる程度で立証すべきであったと思われる。

#### 7. 寄与率の参酌の検討

裁判所は、原告商品の特徴を、被告の販売前からパチンコホールで比較的人気があり競技者にも好かれていたこと、また、欠点として高度の技術を要するので家族連れ、高齢者に不向きであり、ゲームセンターへの導入が不明であった、と認定した。

他方被告と社員は技術的経験と知識もあり、商品をゲームセンター向きに開拓し、オリジナル商品として製造販売したところから、被告商品の販売に貢献した事実と、被告の営業努力を認めた。

よって、裁判所は他の寄与率による利益が存在するものとして推定覆滅事由を認め、本件寄与率を「40%」として、侵害者利益2,352万8,810円と認容した。

原告は、「全体利益説」の立場から本件製品の売上高を損害額と推定しているのに対して、裁判所は判示しているように推定覆滅事由として被告の主張・立証した営業努力、その他の要因を認め、一部覆滅を判示したものと解する。

## II. 重量物吊下げ用フック装置特許侵害事件

### 事件の概要

本件原告である特流機関に関する重量物吊上げ用フック装置を製造販売している個人の特許権者Aと、当該特許発明をその個人が代表役員である法人が専用実施権の許諾を受けた専用実施権者は、イ号製品およびロ号製品を製造販売している被告法人に対して、平成12年9月30日付けで当該製品の差止め廃棄を求めるとともに、被告

製品の製造販売によって原告らが被った補償金として主  
 位的主張合計（1億9,209万3,920円）と予備的主張合計  
 （8,598万7,904円）の支払を求めたものである。

あわせて、原告らは、損害賠償請求を行い逸失利益と  
 して主位的主張合計（2億2,295万3,280円）と侵害者利  
 益として予備的主張合計1億3,027万8,942円の支払を

求めた。

東京地方裁判所は、被告の得た逸失利益を損害賠償額  
 として1億2,129万円を認容した。

東京地方裁判所平成12（ワ）第8456号・平成14年4  
 月16日判決

## 1. 原告主張の補償金及び損害賠償金計算書（特許法第65条第1項）

### (1-1) 打刻印の調査に基づく数量

		(1)SLH-1型(イ号)	(2)SLH-2型(イ号)	(3)SLH-3型(イ号)	(4)SLH-3A型(ロ号)
A. 特許権者					
補償請求権	⑦期間	公開日H5.2.19～登録日前日H10.10.1			公開日H7.3.16～ 登録日前日H10.10.1
	⑧数量	6,721個	3万5,857個	3万6,327個	1万2,899個
損害賠償請求権	⑦期間	登録日H10.10.2～専用実施権設定登録日H12.5.7			
	⑧数量	2,322個	1万168個	1万302個	5,700個
B. 専用実施権者					
損害賠償請求権	⑦期間	専用実施権設定登録日H12.5.8～被告による侵害が止んだ日H12.8.28			
	⑧数量	489個	2,141個	2,169個	1,200個
全期間を通じての販売数量(補償金及び損害賠償金額計算の基準数量)		9,532個	4万8,166個	4万8,798個	1万9,799個

### (1-2) 被告作成「サイズ別販売数量金額実績」に基づく数量

		(1)SLH-1型(イ号)	(2)SLH-2型(イ号)	(3)SLH-3型(イ号)	(4)SLH-3A型(ロ号)
A. 特許権者					
補償請求権	⑦期間	公開日H5.2.19～登録日前日H10.10.1			公開日H7.3.16～ 登録日前日H10.10.1
	⑧数量	3,745個	1万7,488個	1万4,701個	5,291個
損害賠償請求権	⑦期間	登録日H10.10.2～専用実施権設定登録日H12.5.7			
	⑧数量	1,927個	8,576個	4,401個	3,690個
B. 専用実施権者					
損害賠償請求権	⑦期間	専用実施権設定登録日H12.5.8～被告による侵害が止んだ日H12.8.28 (但し、終期はH12.9.15)			
	⑧数量	662個	1,482個	906個	1,552個
全期間を通じての販売数量(補償金及び損害賠償金額計算の基準数量)		6,334個	2万7,546個	2万8個	1万5,303個

### (2-1) 主位的主張 打刻印の調査に基づく数量から導出される補償金額

	(1)SLH-1型(イ号)	(2)SLH-2型(イ号)	(3)SLH-3型(イ号)	(4)SLH-3A型(ロ号)
⑦販売単価	1万2,600円			1万6,000円
⑧経費 (販売管理費)率	20%			
⑨実施料率	20%			
⑩数量	7万8,905個 (6,721個+3万5,857個+3万6,327個)			1万2,899個
⑪補償金額 ⑦×⑩×(1-⑧)×⑨	1億5,907万2,480円			3,302万1,440円

(2-2) 予備的主張 被告作成「サイズ別販売数量金額実績」に基づく数量から導出される補償金額

	(1)SLH-1型 (イ号)	(2)SLH-2型 (イ号)	(3)SLH-3型 (イ号)	(4)SLH-3A型 (ロ号)
㊦販売単価	1万2,600円			1万6,000円
㊧経費 (販売管理費)率	20%			
㊨実施料率	20%			
㊩数量	3万5,934個 (3,745個+1万7,488個+1万4,701個)			5,291個
㊪補償金額	7,244万2,944円			1,354万4,960円
㊦×㊩×(1-㊧)×㊨				

2. 補償請求権の可否

(1) 原告の主張

被告は原告との間で本件特許発明に関して、その公開以前に、原明細書等の資料の交付を受けた上で交渉に当たった当事者であるから、被告は本件特許発明の内容を十分知る立場にあった実施者である、と原告は主張した(特許法第65条第1項後段)。

原告は補償金額として、主的主張においては、イ号特許発明は1億5,907万2,480円、ロ号特許発明は3,302万1,440円と算定した。また、予備的主張においては、イ号特許発明は7,244万2,944円、ロ号特許発明は1,354万4,960円と算定した。

(2) 被告の主張

被告は、原明細書については知っていたが、その後、補正明細書により構成要件が改良されたことを予測することは不可能であるから、補償請求権は理由がないと主張した。さらに、被告は、原明細書の特許性については、消滅した特許(甲第9号証)に基づくものであるとの弁護士および弁理士の意見を信じ、本件出願は拒絶されると判断し、その後の経過は不知であると反論した。

(3) 裁判所の判断

裁判所の補償請求権発生要件である被告が公開中の発明であるのを知って実施した事実が被告には認められないとして、原告の補償請求を否認した。

よって、本件に関する補償請求金額は、原告の主的主張および予備的主張を私が案出した補償金計算書のみを掲載する。

3. 原告主張の損害賠償額算定

(1) 主的主張(打刻印調査に基づく販売数量)

① 逸失利益計算書(特許法第102条第1項)

A 特許権者

実施品	イ号製品	ロ号製品	合計
販売数量	22,792個(注1)	5,700個	
原告単位 当り利益	6,080円	8,000円	
逸失利益	1億3,857万5,360円	4,560万000円	1億8,417万5,360円

(注1\* : 2,322個+10,168個+10,302個=22,792個)

B 専用実施権者

実施品	イ号製品	ロ号製品	合計
販売数量	4,799個(注2)	1,200個	
原告単位 当り利益	6,080円	8,000円	
逸失利益	2,917万7,920円	960万000円	3,877万7,920円

(注2 : 489個+2,141個+2,169個=4,799個)

逸失利益合計 2億2,295万3,280円

② 侵害者利益計算書(特許法第102条第2項)

A 特許権者

実施品	イ号製品	ロ号製品	合計
数量	2,322個 10,168個 10,302個	5,700個	
被告単位当 り利益	2,920円 3,595円 3,877円	4,271円	
侵害者利益	678万0,240円 3,655万3,960円 3,994万0,854円	2,434万4,700円	1億761万9,754円

B 専用実施権者

実施品	イ号製品	ロ号製品	合計
数量	489個 2,141個 2,169個	1,200個	
被告単位当り利益	2,920円 3,595円 3,877円	4,271円	
侵害者利益	142万7,880円 769万6,895円 840万9,213円	512万5,200円	2,265万9,188円

侵害者利益合計 1億3,027万8,942円

(2) 予備的主張 (販売実績表に基づく販売数量)

A 特許権者

実施品	イ号製品	ロ号製	合計
販売数量	14,904個	3,690個	
原告単位当り利益	6,080円	8,000円	
逸失利益	9,061万6,320円	2,952万000円	1億2,013万6,320円

B 専用実施権者

実施品	イ号製品	ロ号製品	合計
販売数量	3,050個	1,522個	
原告単位当り利益	6,080円	8,000円	
逸失利益	1,854万4,000円	1,217万6,000円	3,072万000円

逸失利益総計 1億5,085万6,320円

(4) 原告主張の利益算定計算書

① 原告の単位当り逸失利益の算定 (特許法102条第1項)

実施品	イ号製品 (UH-3型)	ロ号製品 (UH-3B型)
販売単価	12,600円 (100%)	16,000円 (100%)
仕入原価	5,000円 (40%)	6,000円 (38%)
販売管理費	1,520円 (12%)	2,000円 (12%)
逸失利益	<u>6,080円 (48%)</u>	<u>8,000円 (50%)</u>

② 被告の単位当り侵害者利益の算定 (特許法102条第2項)

実施品	イ号製品 ①SLH-1型 ②SLH-2型	ロ号製品
販売単価	7,350円 (100%) 8,721円 (100%)	10,494円 (100%)
仕入原価	3,700円 (50%) 4,227円 (48%)	5,150円 (49%)
販売管理費	750円 (10%) 895円 (10%)	1,068円 (10%)
侵害者利益	<u>2,920円 (40%) 3,595円 (41%)</u>	<u>4,271円 (41%)</u>

(3) 本件主位的主張と予備的主張の利益要件事実の異同

① 逸失利益算定に要する損害額推定の発生原因事実である原告単位当り利益

6,080円は主位的主張と同一金額である。しかし、主要事実である販売数量について主位的主張では、原告が調査した数から製造番号の個々製品の打刻印を集計した「製造番号調査表」に在庫数を控除して算出した販売数量である。

しかし、原告は、予備的主張として販売数量については、被告作成の販売実績に基づき、特許権者はイ号製品14,904個、ロ号製品1,522個を具体的利益発生原因事実と主張・立証した。

② 本件主位的主張の逸失利益と侵害利益の異同

原告は損害額算定の販売数量についてイ号製品22,792個とロ号製品5,700個のそれぞれの逸失利益および侵害利益の同一利益発生原因事実と主張・立証している。

しかし、製品単位当たりの利益算定額は下記の利益算定計算書に示したように原告の逸失利益イ号製品6,080円(48%)、ロ号製品8,000円(50%)が損害額と推定される。

つぎに、被告の侵害者利益イ号製品2,920円(40%)、3,595円(41%)、ロ号製品4,271円(41%)が損害額と推定される。

4. 販売数量・販売単価の被告主張と裁判所の認否の対比

A 特許権者

項 目			
被告数量・原告単位	イ号製品	22,792個	6,080円
	ロ号製品	5,700個	8,000円
原告単位当り利益			
逸 失 利 益	イ号製品	1億3,857万5,360円	
	ロ号製品	4,560万円	

原告主張			
主 位 的 主 張 (打刻印数量)	1億8,417万5,360円		
予 備 的 主 張 (販売実績表)	イ号製品	22,792個	8,327万5,054円
	ロ号製品	5,700個	2,434万4,700円
	合 計	1億761万9,754円	

被告主張
①被告製品の販売数量 原告主張の打刻印調査表による数量は製造番号によるもので、販売数量の根拠欠如 被告が開示した販売実施表による被告各製品の販売数量の主張・立証
②個人である特許権は、専用実施権設定前の実施能力不存在
③専用実施権者の実施料支払の不存在

裁判所認定		
①被告各製品の販売数量： 裁判所の認定によると、打刻印は金型の製造年月日に製造されたことを前提とする製造番号で販売数量を計算することは、販売数量の裏付けが無い。低額的な裏付けのある被告作成の販売実績表を採用した。		
②特許権者・専用実施権者の実施期間と販売数量		
特許権者	専用実施権者	
実施期間 H10.10.2~H12.5.8	H12.5.7~H12.9.11	
数量 イ号製品 10,444個	イ号製品 3,240個	
ロ号製品 4,185個	ロ号製品 939個	
③原告らの実施能力（特許法第102条第1項） 実施能力は具体的製造能力、販売能力でなく、一定量の潜在的能力の具備で足り、原告Aは専用実施権者である原告B法人の代表役員であり、実質的には同族会社である原告Bと一体であるところから原告Aは実施能力を有する。		
④単位数量当りの利益額（特許法第102条第1項） 特許権者等において侵害品の販売数量に対応する数量の権利者製品を追加的に製造販売したとすれば、当該追加的製造販売により得られたであろう利益の単位数量あたりの額である。		
逸失利益損害額計算書		
製 品 名	ユニフック UH-3型	ユニフック UH-3B 型
売 上 高 (単位当り)	12,600円	16,000円
仕入原価 (単位当り)	5,000円	6,000円
販 売 費 (単位当り)	1,520円	2,000円
原告単価当り利益	6,080円	8,000円
販売数量	14,444個	4,185個
	8,781万円	3,348万円
逸失利益合計	1億2,129万円	

B 専用実施権者

製品名	被告販売数量	原告単価	逸失利益
ユニフックス UH-3型	3,240個	6,080円	1,969万9,200円
ユニフックス UH-3B型	939個	8,000円	75万2,000円

逸失利益合計 2,721万1,200円

5. 個人と法人間の実施能力の検討

被告は、個人である特許権者であるから「実施能力」を備えていたとは言えない。しかし、これに対して判決は、当該法人の株式数200株のうち160株を所有する親族（父）である個人であるから、「実施能力」を是認した。

これは、双方原告が親子関連会社でなくとも、親族関係である個人でしかも当該法人の株式の発行済金株式数の80%以上を有している場合は、実質的に一体として「実施能力」を肯定した判決は賛成したことは注目に値する。（同旨・竹田稔著「知的財産権侵害論272頁」）

Ⅲ. パチスロ機特許権侵害事件

事件の概要

本件は、パチンコ型スロットマシン遊戯器具の特許権を有する原告が、被告に対して特許権侵害事件として損害賠償額100億6,685万9,000円の請求を行ったところ、裁判所は74億1,668万円の支払を認容した事件である。

（東京地方裁判所 平成11（ワ）23945号・平成14.3.19判決・控訴）

1. 原告主張の逸失利益算定計算書（特許法第102条第1項）

期間	原告平均販売単価	平均変動費				合計原告変動費	原告単位当たり利益
		製造単価	広告宣伝費単価	直接販売費単価	ロイヤリティ単価		
H10.4.1 ↓ H11.3.31	33万4,267円	9万498円	1,000円	5,291円	3,365円	10万154円	23万4,113円

原告単位当たり利益		被告販売台数	逸失利益
23万5,470円	×	43,000台＝	100億6,685万9,000円

2. 被告の利益要件事実の主張

原告生産能力	原告販売能力	平均販売価格	開発費
年間24万台	市場占有率40%	原告主張不自然	変動費算入
パチスロ機の市場は平成6年以降原告生産実績が急進し、原告の生産能力は平成9年から10年にかけて27万台で飽和状態。	特定市場であるパチスロ機における原告の販売量が占める割合は、40%の市場占有率の販売能力である。	製造業者である原告の販売単価は需用者向きの直接価格より代理店価格の方を1万1,974円高値で販売しているのは不自然であると反論した。	被告製品の製造・市場調査等に支出した開発費に要したイ号物件4,600万円とロ号物件900万円は、原告も同様に投入した筈であるから、経費を計上すべきである。



広告宣伝費	変動費	販売することが出来ないとする事情
過少計上	過小計上	過大計上
原告が平成10年に計上した広告宣伝費は10億1,652万円であり、1台当たり3,670万円も変動費に計上すべきである。	原告の増産数量に対応した労務費・設備費は、変動費上昇として、変動経費の15.5%を計上すべきである。	被告は原告の譲渡数量の一部である60%相当の被侵害代替品の存在があるとして、102条1項但書に基づき減額されるべき旨の抗弁をした。

### 3. 原告・裁判所対比逸失利益計算書

項目/区分	原告主張額	比率	裁判所認定額	比率
期 間	H10.4.1~H11.3.31		H10.4.1~H11.3.31	
①原告販売台数	27万6,928台		27万6,928台	
②原告平均販売単価	33万4,267円	100%	33万4,267円	100%
③原告平均製造単価	9万0,498円	27%	9万0,498円	27%
④原告平均宣伝費単価	1,000円	—	1,000円	—
⑤原告平均販売費単価	5,291円	2%	5,291円	2%
⑥原告ロイヤリティ単価	3,365円	1%	3,365円	1%
⑦原告平均変動費単価	10万0,154円	30%	10万0,154円	30%
⑧原告平均単位利益額	23万4,113円	70%	23万4,113円	70%
⑨寄 与 率	100%		80%	
⑩単 位 利 益 額	23万4,113円	70%	18万7,290円	56%
⑪被告販売台数	43,000台		(注) 39,600台	
⑫逸 失 利 益	⑩×⑪ <u>100億6,685万9,000円</u>  (合計 43,000台)		⑩×⑪ <u>74億1,668万0,000円</u> (注) イ号物件 30,600台 ロ号物件 9,000台 (合計 39,600台)	

### 4. 被告主張の純利益説の検討

被告の単位数量当たりの利益額（特許法102条第1項）は、「限界利益」でなく、被告は必要経費を控除した「純利益」と解すべきであり、学説上も通説であると主張している。

その理由は、本条は権利者の逸失利益相当損害額の立証を容易にすることとどまり、何ら制裁的意味を持つものではないからと述べている。

しかし、本条にいう「利益」とは純利益を指すものではなく、期間売上高から変動製造原価、変動販管費を控除した「限界利益」を意味するものであり、代表的判例を列挙する。

- ① 負荷装置システム特許権侵害事件・東京地裁平3年（ワ）1068号・平成10年10月7日判決
- ② シメチジン特許権侵害事件・東京地裁平5年（ワ）11876号・平成10年10月12日判決
- ③ 悪路脱出器実用新案権侵害事件・東京地裁平8年（ワ）666号・平成11年7月16日判決
- ④ 複合タイヤ特許権侵害事件・大阪地裁平8年（ワ）1635号・平成12年11月30日判決

⑤ 青色発光ダイオード実用新案権侵害事件・東京地裁平8年(ワ)15406号・平成12年11月30日判決

以上のおお、多くの判決で支持されている。

また、学説では①田村善之「知的財産権と損害賠償」238頁、②茶園成樹「ジュリスト」1162号51頁など見解があり、製品売上高から変動する経費を控除した単位数量の利益額すなわち「限界利益」が一般に妥当(判例・学説)と解されている。

## 5. 製品一部寄与率の検討

原告は、製品全体の利益を基礎として限界利益を算定し、損害額を単位当たり利益23万4,113円と算定している。

しかし裁判所は、製品全体の利益に対して、本件製品には、多数の特許権の存在と原告が他社への特許権実施料として一台当たり3,365円を支払っている事実から、当該特許発明のみの製品一部の寄与率を考慮すべきものとした。そして、裁判所は、製品の一部に他社の特許発明の存在に基づき、本件特許発明が製品全体に占める価格割合を計算して、単位当たりの寄与率「80%」とみるのが相当であると判断した。

ところで、これを逸失利益算定から検討してみると、寄与率に基づき一台当たりの控除額は4万6,823円(平均単位利益額23万4,113円-単位逸失利益額18万7,290円)が損害額として限定されたこととなった。

そこで、本件製品の限界利益率は56%となり、これを健全な経営成績を示している娯楽用具製造等その他の製造業平均の限界利益率は、41.2%(中小企業の原価指標・中小企業庁編・平成14年発行)と対比しても、本件のように特許権に基づいて独占的に実施できる原告の限界利益率56%は妥当な比率である。

(原稿受領 2003.4.28)

## 「第11回知的財産権誌上研究発表会」論文募集

パテント編集委員長 丸山温道

恒例の標記発表会を今回も引き続き開催します。下記の通り論文を募集しますので、奮ってご応募下さい。なお、応募状況(数等)によっては取り止めることもございますことをご了承下さい。

### 記

- 応募資格** 知的財産権の実務、研究に携わっている方(日本弁理士会会員に限りません)  
論文は未発表のものに限ります。
- 掲載号** 2004年5月号
- テーマ** 知的財産権に関するもの
- 字数** 14,000字まで厳守(引用部分、図表を含む)パソコン入力のこと
- 応募予告** FAXで応募予告をして下さい。 予告締切 2004年1月30日(金)
- ① 論文の題名(仮題で可)
- ② 発表者の住所・氏名・所属・資格・連絡先(電話・FAX)を明記のこと
- 論文締切** 2004年2月末日 必着
- 論文送付先** 日本弁理士会広報課「パテント」担当  
E-mail: XBL03564@nifty.com FAX: 03-3581-9188  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 選考方法** 当委員会の委員で構成される選考委員会にて審査します。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知下さい。

★8月号に「質疑応答の部」を掲載  
質問の投稿等については改めてお知らせします。